

特別養護老人ホーム等の設備及び運営の基準に関する規則の改正

1 概要

介護保険制度の改正（介護医療院の創設等）により、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行となることに伴い、静岡県においても関係規則の改正を行う。

2 対象規則

- ① 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成 25 年静岡県規則第 6 号）
- ② 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成 25 年静岡県規則第 7 号）
- ③ 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成 25 年静岡県規則第 8 号）

3 主な改正内容

対象施設	項目	内容
特別養護老人ホーム	入所者の医療ニーズへの対応	【新設】 入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、あらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務付ける。
軽費老人ホーム 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	身体的拘束等の適正化	【見直し】 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。 <ul style="list-style-type: none">・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。【新設】・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。【新設】・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。【新設】

4 施行日

平成 30 年 4 月 1 日